

香川県条例第26号

香川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

香川県議会議員の受ける議員報酬の月額は、平成25年度においては、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる議員報酬の月額については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。